

## 令和4年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年12月23日  
開催年月日 令和4年12月23日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時42分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
8	山口 俊司	第2区域	坂上 健司
9	染野 嘉明	第3区域	染野 亘志
10	宮澤 史明	第4区域	齊藤喜久夫

### ○欠席委員

1 堀口 榮一  
7 小埜 一博

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (2) 議案第2号 非農地判定について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画について
- (5) 議案第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項規定

による承認申請について

(6) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

- 事務局長 本日は、年末の大変お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。  
それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

- 事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

- 会長 皆さん、こんにちは。

本当に年末も押し迫った中、お忙しい中をありがとうございます。

先般、研修旅行には、いろいろ研究されて、茨城のほうでああいうところがあるのは初めて聞く感じで、説明もみっちりやっただきまして、資料も頂きまして、本当に参考になったと思います。企業がああいうふうに参加すると、あんなふうになるんじゃないかなというふうに感じました。

本日は幾つかありますので、ひとつご協力をお願いして、始めたいと思います。よろしく申し上げます。

- 事務局長 ありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

- 事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 

◎開議の宣告

- 議長 それでは、座ったまま、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は10名です。小笠委員、堀口委員から欠席の届出をもらいました。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

2番、井上ゆかり委員、3番、高橋満委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、ご異議がないと認めます。よって、議事録署名人に2番、井上ゆかり委員、3番、高橋満委員を指名します。

---

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議いたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———  
——氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———  
———さん。譲渡人、住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、中野上字———、地目は畑、面積は720平米の1筆です。

転用の目的は駐車場で、権利の内容は賃借権の設定となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、長瀬町中央公民館の南側約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、2017年より現所在地に事業を移転。十分な敷地と考えていたが、近年、来場者増加とともに駐車場不足を感じるようになった。今申請により駐車スペースが拡充されることで、現事業の業務拡大が見込まれ、スタッフの心的負担が減り、業務内容、職場環境の改善が見込まれるため、申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。

次に、資金計画ですが、———

---

———、ご確認をお願いします。

次に計画の内容ですが、土地造成720平米、転用目的は駐車場敷地となります。

次に農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となっております。

次に、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域特定地域にあり、県道前橋長瀬線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、担当推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 先日、20日に、事務局と会長と私と3人で行ってまいりました。

場所は、140号から大体500メートルぐらい入って、あそこに萬福寺が左にありまして、右のほうは公民館ですよね。あそこのちょうどカーブが始まる場所の左側ですね。場所は、あそこは和田の開田組合が、田んぼのために水路が通っているんで、だから県道から直近なんですけれども、ただ、その中に入る手前が、どうも心配でございますので、そこだけ何か補充してもらえれば大丈夫だと思います。

また、その畑は、30年ぐらいまで、そのぐらいまで桑が植わっていました。その桑を抜いた後は、全然除草剤をまいたり、草刈りしたり、休耕地状態でした。駐車場で使うのは、もう逆に言えばいい状態じゃないかと思います。

以上でございます。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

私が担当になりましたので、私のほうから、坂上委員と同じようなことで、別に問題ないと思いますので。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

担当の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための

許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_  
—さん。譲渡人、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字\_\_\_\_\_、地目は畑、面積は490平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。すみません、こちらの図面の案内図、少し場所ずれているんですけども、この図面を見て、上のほうに商工会のほうに写っているかと思うんですが、そちらの少し上、北側にあるところが今回の申請地となります。場所は\_\_\_\_\_区内、長瀬町商工会より北に150メートルにある場所です。

申請の事由ですが、申請地を借り受け、自己用住宅として利用したいためということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成490平米、裏面に配置計画図、立面図がありますのでご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地として、第2種農地と判断されます。

その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中107号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

20日に、会長と事務局の小川さんと3人で見に行きました。

場所は、商工会から150メートルぐらい北側の土地です。目的は、自己用住宅だそうです。

以上です。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

私が担当になったので、説明します。先ほど中井委員からあったとおり、商工会の北側のところに、身内の家に続いて、新しく同じところの土地に家を造るようです。別に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

担当の私の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号3、————氏、————氏、————氏所有の農地を————氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

譲受人、住所・氏名、————、————さん。譲渡人、住所・氏名、————、————さん、————、————さん、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、地目は田、面積は254平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、南須原医院から南東に約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、私は————の自宅にて生活しておりますが、かねてより申請地近辺に居住したく土地を探していたところ、今回、申請地をお譲りいただけることになりましたので、この土地に住宅を建築し居住したく、今回の申請に至りました。なお、現在の自宅については、建物が完成後、売却する予定ですということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成254平米、裏面に平面図、立面図がありますのでご確

認をお願いします。

次に、資金計画ですが、

---

、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断されます。

その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中53号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

20日に、事務局の小川さんと会長と3人で現地確認に行きました。

場所は、元西武ホテルがあるところに、トレーラーハウスを使ったキャンプ場があるんですけども、その西側です。目的は、自己用住宅だそうです。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

私が担当になったので、説明します。中井委員が言ったとおり、トレーラーハウスの隣ですね。ここは、——さんが地主で、財産分けで3名の方になったわけです。次にもまだありますが、あそこは5月頃ですかね、1件転用されたその土地の引継ぎだということです。別に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

担当の私の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号4、————氏、————氏、————氏所有の農地を————氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

譲受人、住所・氏名、————、————さん。譲渡人、住所・氏名、————、————さん、————、————さん、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、————、————、————、地目は全て田、面積は上から128、46、130、14、合計318平米の4筆です。

転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、南須原医院から南東に約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、私は家族とともに————のアパートにて生活しておりますが、日常手狭となってきましたので、申請地近辺に居住したく土地を探していたところ、今回、申請地をお譲りいただけるということになりましたので、この土地に住宅を建築し居住したく、今回の申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面に平面図、立面図がありますのでご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、————

————、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断されます。

その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中53号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

20日に、事務局小川さんと会長と3人で見に行きました。

さっきの件と同じで、西武ホテルのところにあるトレーラーハウスの西側にある土地です。

目的は、自己用住宅だそうです。

以上です。

○議長 中井さんの言ったとおり、番号3と同じ位置にあり、引継ぎも別に心配なく移られるということなので、ご審議のほうよろしくをお願いします。

担当の私の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号5、———氏所有の農地を———

———氏が敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人、住所・氏名、———、———

———。譲渡人、住所・氏名、———、———

一さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字———、地目は畑、面積は39平米の1筆です。

転用の目的は、敷地拡張です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、民宿かわづらの北側約300メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、新規事業に取り組みたいと考え土地を探していたところ、申請地が畑ではあるが、耕作放棄地であり、————の既存事業所に隣接した最適な土地であり、今回の申請に至るということです。裏面に配置計画図がありますのでご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、————

---

---

——、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 20日に、小川さん、それから須賀さんとで現場に行きました。

川面というところで、ダムがありまして、そこでちょっと崖っぷちみたいところで、畑とかそういうところのできないようなところで、全然問題ないというふうに思います。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

6番、須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 案内図でご覧のとおりですが、これ以前からずっと出ているものですが、この817-2というのが農地振法にかかっていたので、5月に申請いただいて、解除いただいた部分で、配置図で見ると、ちょっと見づらいんですけども、真ん中辺のところ赤いところでキャンプ・バーベキユースペースと書いてあるところの、脇のそのすぐ下になる817-2とついている土地です。ここの狭い部分が、以前から道路とか何かの分筆した部分が残っていたということです。追加申請みたいな形になりますから、同じ敷地で、全部その周りも全部新しくなっています。安心していますので。

それで、公図に道路とありますけれども、その辺も了承していただいでいて、話をして、譲渡するかどうかというのを今後協議していくということになっていきますので、よろしくお願いたします。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

---

#### ◎議案第2号 非農地判定について

○議長 続いて、議案第2号 非農地判定、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 非農地判定についてご説明いたします。

まず、非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地としてたとえ復元しても、継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

以上のことを踏まえて、資料に沿って説明いたします。

番号1から番号2については、隣接しているため併せてご説明いたします。

番号1、所在地、大字長瀬字————、————、地目はともに畑、農振区分は上から白地、青地、面積は上から396、634の合計1,030平米になります。所有者は————さん。

番号2、所在地、大字長瀬字————、地目は畑、農振区分は白地、面積は499平米になります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、併せて場所のご確認をお願いします。場所は————区、

株式会社コアの北側約150メートルにある場所です。

現況写真も併せて添付されておりますので、ご確認をお願いします。写真のとおり長年耕作もされておらず、原野化している状態であります。

番号1から番号2の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しました。

以上で、番号1から番号2の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 場所は、小川さんが言ったとおり、小滝というところですよ。畑として見たのは、——さんの持っているところが、もう10年ぐらい前までは作っていたことがありますけれども、あとは、竹が生えて、竹やぶがあるもんだから、親たちが生きているときは、五、六十年ぐらい前かな。あとは、埋立てをしたり何かで木が生えていて、ひどいもんです。——さんのほうは、畑としては見たことはないです。桑か何かがあったかなと思います、最初というか、前は。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明ですが、担当である堀口委員が欠席のため省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は非農地と判定し、対象者には非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

---

◎議案第3号 農用地利用集積計画について

◎議案第4号 農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案第3号、4号については関連がございますので、まとめて説明いただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案第3号、議案第4号は農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業についてご説明いたします。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した者の中から適切な貸付相手を選定し、貸付けを行う事業になります。

なお、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

農地中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から借受けを希望する者に貸し付けるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。農用地利用集積計画は町が定めるものですが、計画を定めるに当たっては、農業委員会の決定を経る必要があります。議案第3号は、その農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の決定を求められるものです。

また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるに当たり、農業委員会の意見を聞き、市町村が計画案を定めるものとされています。議案第4号は、この農用地利用配分計画案を定めるため、農業委員会の意見を求められるものです。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただき、議案第3号の説明をさせていただきます。

本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。それでは計画の内容をご説明いたします。

借受人、住所・氏名、行田市真名板1975番1、公益社団法人埼玉県農林公社理事長、強瀬

道男さん。貸付人、住所、氏名、番号1から3全て————、——  
さん。

権利を設定する土地は、所在地、番号1大字中野上字————、番号2、——、番号3、——です。地目はいずれも台帳、現況ともに畑、面積は、上から502、390、512平米の合計1,404平米となります。

次に、設定する利用権ですが、全て利用権の種類は、使用貸借権の設定となります。内容は、その他(樹園地)、始期、存続期間については、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの1年1か月間です。使用貸借権のため、賃料はかかりません。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、①、②につきましては高砂保育園北側付近にある土地となりまして、③はワイン食堂KANの北側約100メートルにある場所です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画の意見についてご説明いたします。

議案第3号は、農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権を設定して決定していただくものですが、議案第4号は、埼玉県農林公社が借受けを希望する者に対し貸付けをするための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められ審議をお願いするものです。意見を求められている事項は、農地の全てを効率的に利用して、耕作などの事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などについて判断をお願いするものです。

それでは、計画の内容をご説明いたします。

利用権の設定を受ける者の氏名、——さん、住所、————。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号で説明させていただいた土地と同様となります。この土地について、現に農地中間管理機構から使用貸借権の設定を受けている者はありません。設定する権利ですが、権利の種類は、使用貸借権の設定。利用内容は樹園地、具体的にはブドウです。貸借期間は、始期は令和5年3月1日、終期は令和6年3月31日、期間は1年1か月間です。

——さんは、令和4年3月に新規就農して、農地を取得し、営農を開始され、現在は——さんが利用されていたブドウ園を引き継ぎ営農しておりますので、その計画案については、特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、使用貸借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○5番櫻井 汪委員 ちょっといいですか。これ、——さんがやっていたやつ。——さんが入っていったの。

○事務局 ——さんの所有の土地なんですけれども、——さんが持っていた土地を相続で——さんに移ったんですが。

○5番櫻井 汪委員 せがれさんが尚宏さんていうの。

○事務局 ——さんは息子さん。

○5番櫻井 汪委員 そういう意味か、分かりました。

○議長 ほかにありますか。

○齊藤喜久夫委員 これって、あれなんですか、使用貸借で今やっている農地、ブドウ園を、継続した浅見さんがやっていたので、非常にうれしいことなんですけれども、使用貸借ということで賃料というのは一切かからないんですか。農林公社と——さんの間のところはゼロなんですか。それは分からないですか。

○事務局 一応、これをなぜ中間管理でやっているかというのと、——さんが国庫補助の事業に参加していて、その期間がまだ残っているため、一応無償での譲渡じゃないと、返還金が生じたり……

○齊藤喜久夫委員 いずれにしても、農林公社が仲介して、一般的に何も知らなければ、第三者に対して仲介してやっているとすれば、ゼロということはあるかなと思ったので。

○事務局 ただ、この土地に関しては。

○齊藤喜久夫委員 国庫補助の補助金の関係だったというのは、裏があるということは分からなかったから。すみません。

○議長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長 ほかにございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続いて、議案第 4 号 農用地利用配分計画について採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

---

◎議案第 5 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項規定による承認申請について

○議長 続いて、議案第 5 号について説明させていただきます。

議案第 5 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項規定による承認申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項規定による承認申請について（市民農園の開設）についてご説明いたします。

こちらのほうは、今月視察研修会に行かれた際に、バスの車内で少し説明させていただいた内容となりまして、議案の中央に特定農地貸付法についての説明図が、簡単ではあるんですけども、ご覧ください。

特定農地貸付法とは、市民農園の開設に伴う農地の貸借等について、農地法の許可を不要とする農地法の特例などを定めた法律です。

特定農地貸付けを行うためには、市民農園の開設者が農業委員会に申請をして、その承認を受ける必要があります。また、特定農地貸付けを行うための農地の権利を取得する必要がある場合、農業委員会の承認を受けることで、この権利も取得することができます。

承認を受けられない要件として、まとまった農地があるような地域で、市民農園の位置が

農業者による農地の利用を分断する場合。利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適性ではなく、特定の者のみに利用が集中する場合。貸付条件が違法不当な場合。賃借権等、所有権以外の権利を既に有している農地で開設する場合があります。この要件を踏まえまして審議をお願いします。

貸付主体、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。農地所有者、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。

開設に当たり使用する土地の表示ですが、下に案内図がありますのでご覧ください。所在地、大字長瀬字\_\_\_\_\_、大字長瀬字\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の5筆で、地目は全て畑、面積は上から1,388、204、903、875、809の合計4,179平米となります。貸付主体が新たに取得するものは所有権となります。

開設する事由といたしましては、町が寄附を受ける予定の当該農地の活用を検討した結果、昨年9月に地権者の申出により閉園した市民農園として活用することが、当該農地の活用を考えた上で最適であるとの結論となりましたとのこと。

裏面に公図、計画図、別添資料として、資料1として長瀬町特定農地貸付規程（案）がありますので、ご確認をお願いします。

利用方法としては、農地に隣接する\_\_\_\_\_の宅地、今は住宅があるのですが、こちらについてはこれから事業者を公募で募集し、事業を始めてもらい、併せて市民農園の管理も委託する予定であります。\_\_\_\_\_の農地については、事業者が事業を進めるに当たり利用したり、町が主催する農業研修会などで利用したりする予定です。そのほか\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の3筆を市民農園として希望者を募集して利用する予定です。1区画当たりにつきましては、およそ100平米あたりを想定してあります。100平米と想定した中で、区画は合計で21区画、貸付期間は1年間、賃料は1区画当たり5,000円で、そのほか、農機具小屋等を整備して開設する予定です。

続きまして、別添資料2の農業活性化事業者募集要項についてご覧ください。

今示しました計画図は、あくまでも開設に伴う計画図となっております。来週の12月26日から事業者の募集を開始する予定となっております。募集要項の5ページの7、条件として、市民農園の運営方法等について、今後町とも協議しながら進めていく予定となっておりますため、本格的な運用方法は事業者が決定次第、決めていくというところもあります。

今説明しました資料1の貸付規程であったり、この募集要項の中の何かご意見などがありましたら、伺えればと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 事業者の募集を26日から開始するというお話だったですけれども、めどはあるんですか。大体どこが来るとか、まだ今のところはない、ゼロ。

○事務局 はい。

○齊藤喜久夫委員 全くゼロですか。

○事務局 はい。2月10日まで公募をかけまして、幾つ来るかは今のところ分らないです。

○齊藤喜久夫委員 いや、ある程度リスク管理といたらおかしいけれども、めどがあってやっていることかなと思ったんですけども、そうでもないんですか。

○事務局 そうではないんです。

○齊藤喜久夫委員 事業者が名のり出なかった場合はどうするの。

○事務局 事業者の応募が無かった場合は、町で管理運営を行うこととなりますが、役場の裏にあった市民農園の倍の広さがあり、距離も離れていることなどから、事務局で管理するようになりますと厳しいなというところは確かにあります。

○齊藤喜久夫委員 あるよね。

○事務局 あそこでも結構大変だったんですよ。

○齊藤喜久夫委員 あれだと、100平米で21区画といたって。

(発言する者あり)

○齊藤喜久夫委員 100平米を200平米にするとか、そういう手だてにならないと、借手がなくなっちゃったら困るよね。

○事務局 その辺も含めて、1区画100で2区画までいいとか、このときもそうだったんですよ。このときも65だったんですけども、1人2区画までいいということで貸し出していました。

○10番宮澤史明委員 ちなみに、今までの市民農園を借りていた方にもお話ししているんでしょう。

○事務局 まだしていないです。

○10番宮澤史明委員 これからするんですか。

○事務局 まだ、この土地の寄附を受けていないし、この委員会を通らないと、市民農園もできるか分らないんです。そのような状況なので、まだ外には話してないんです。

- 10番宮澤史明委員 先ほど、齊藤さんが言ったことについては、当然今借りている人にはお話するでしょうし。
- 齊藤喜久夫委員 借手のほうはいいと思うんだよな。だから、その事業主体で、さっき言った。
- 事務局 管理者。
- 齊藤喜久夫委員 そう、管理者としての運営のほうをしっかりとやらないと継続できないし、借りるだけの事業者としてのメリットがそこにあるのかどうかということを含めてね、ある程度、これだけ広い土地だとすれば、採算なかったら、ただ借りてボランティアというわけにいかないでしょう。
- 事務局 そうですね。市民農園に隣接する建屋において、市民農園の付加価値を高めることができる事業をいかに実施できるかがカギとなりますので、良い応募者が現れることを願っています。
- 齊藤喜久夫委員 だから、そこがないと、そこ、ある程度めどがあつての話かなと思ったんだけども。分かりました。
- 確認ですけれども、管理者がいなくても貸すことはできるでしょう。
- 事務局 管理者がいらないというのは、農園のですか。
- 齊藤喜久夫委員 うん。
- 事務局 農園の管理者がいなくなると、やっぱりいろいろ、あそこの場合も事務局にかなりの手間がかかった内容があるんですよ。
- 議長 組合のような方式にしたんだよね。
- 事務局 そうです。だから、同じような形です。
- 議長 だから、代表で私が組合になっていて、そっちのあれを借りられるようにしていた。
- 事務局 組合をつくって事業者に、委託をしてやってもらうということです。組合をつくるまでは同じだと思います。
- 齊藤喜久夫委員 だから、引き受ける事業者がいなかった場合のことを考えて動いていないと。
- 事務局 そうですね。
- 議長 ほかに、何か質疑ございますか。
- 6番須賀 勤委員 まず、現況で囲いが宅地になっている部分がありますよね。これは、転用かけて宅地にしちゃうということなんですよ。転用かけるんですよ、農地に。

- 事務局 そこに農園の管理を一緒にやってくれる事業者を募集します。その建物を使って、例えば農家民泊だとか、あと農家レストランだとか、あとは直売所だとか、農業に関わる事業をやってくれる方をそこに募集して、公募をかけて、そこと一緒に併せて農園のほうの管理もお願いしますよということです。
- 6番須賀 勤委員 すると、転用して宅地になるわけですね。
- 事務局 そこはもともと宅地ですから。
- 6番須賀 勤委員 農地に家が建っているということは、現況は違うということなので。
- 事務局 農地に家建っていないんですよ。
- 6番須賀 勤委員 建っていないの。
- 事務局 はい。宅地に家が建っているんです、母屋と蔵が。その色が塗っていない部分なんです。
- 議長 今は母屋と物置がある、倉があるだけなんでしょう。そこは農機具を置くとか。
- 6番須賀 勤委員 それは分かりましたけれども、でも、現況の地目は宅地なんですか。現況、課税しているということは。宅地課税しているということは、申請されずに無断転用したということなんですか。
- 5番櫻井 汪委員 どっちが正しいんだろうね。
- 事務局 倉が建っている部分というのはもう宅地になっています。
- 6番須賀 勤委員 だから、宅地というのは何かあるのかどうかという部分で、何で、裏の写真のところを見れば、管理棟を建てるとなっていますよね。普通、農地だと管理棟は建てられないですよ。農地じゃないですよ。そういうふうな農地、建て売りなんかでも、管理棟は農地じゃないよということになりますよね。
- 事務局 でも、今はないんですよ、何も。畑になっているんです。
- 6番須賀 勤委員 それはいいんですけれども、活用計画出すのであれば、当然農地の転用申請出してからじゃないと建たないですよ、管理棟も。
- 事務局 今後計画ができれば転用するということですよね。
- 6番須賀 勤委員 やる必要性はありますよね。
- 事務局 新たに造るものですか。
- 6番須賀 勤委員 いや、現況あれば。
- 事務局 だから、今ないんですよ。更地なんです。母屋と倉があるだけなんです。倉があるのと母屋があるのはもう宅地なんですね。

- 6番須賀 勤委員 それじゃ、大部分を壊しちゃったという。
- 事務局 そうです。きれいにもうないんです。
- 5番櫻井 汪委員 問題ないということでしょう。倉があっても、もうそこは全部宅地なんだから。
- 事務局 そうです。
- 齊藤喜久夫委員 倉とかは入っていないの、これには。
- 事務局 倉と母屋はないんですよ。このピンクのところの外なんです。
- 齊藤喜久夫委員 倉とか宅地は外なんだ。だから、これがあつたところのやつが、宅地という表示になっているだけの話で。
- 5番櫻井 汪委員 だから、言っているのは、宅地として税金取ってりゃ問題ないんじゃない。そういうことでしょう。昔から宅地だからね。宅地で税金を取っているんなら、全然問題ない話だよ。

よくあるじゃない、途中で家建てりゃ、農地で始末書書いてなんて、案件で出てくるじゃないですか。そういう意味で、もう今言った宅地であるんなら、小屋があつても全然問題ないし、税法上、宅地課税で取っているんなら全然問題ないんじゃないかという意味です。

- 事務局 そうです。
- 5番櫻井 汪委員 そういうことだよね。
- それは、よく見ないと分からない。
- 中井孝志委員 養蚕があるんだよね。
- 議長 蚕の小屋だ。
- 齊藤喜久夫委員 全然あれなんだけれども、事業者にこだわるんだけれども、手を挙げる事業者というのはどういう人を考えているの。これ、自分で例えば1町5反歩ぐらいの畑でやれっていったって、長瀬で事業やって、農家やって、貸し農園の管理をして、それで生活が成り立つんだったらやる人はいるだろうけれども、これ全部もらつたって、どうするのという感じだから、非常に手を挙げる人がいないんじゃないかなと、そっちが心配なんだ。そうすると、さっきの話になつちやうって、役場が、小川さんが今度はやるような形にならざるを得なくなつちやうんじゃないかなと。

寄附でやること自体は、農業振興からすれば非常にありがたいと思うんだけど、ちょっとそういう事業性というか、事業そのものは農業委員会でオーケーが出たとしても、現実的な部分でどうかなというのは非常に心配なんだけれども。

○議長 努力する、しないということじゃなくて。

取りあえず、これ法律上のあれを通してもらって、実質やってみなきゃ分かんないこと。

○10番宮澤史明委員 齊藤さんの言ったとおり、だからあまり当てにしないほうがいいですよ。それを見込んでやっていると、大変ですよ。

○齊藤喜久夫委員 だから、現実的に手を挙げる人がいないんじゃないかな。

1反歩ぐらいで長瀬で、それこそブドウ園で、いいところ辺でやるんだったら別だけれども、こんなことを言ったら失礼だけれども、やる人はいないよ、貸し農園。

じゃ、私がという人がいればね。

○10番宮澤史明委員 公募するのはいいんですけどもね、町外から引っ張り込むのが一番いいと思うんですけども。若い人をね、それがまず第一ですよ。それはやっぱり、水とかもどうなるか分かりませんから、発掘できない場合のことを考えて、土地利用をどうするかという二段構えでいかないとちょっときついかなど。

○5番櫻井 汪委員 だから、この間、勉強してきたじゃない。あの方式だっていいわけだ。

○事務局 そうです。

○5番櫻井 汪委員 そういう人たちの、要するに町内限らず、一般公募して、そういう人たちを集めて。最悪、いなかった場合ね。やっぱり地元優先として、やって、駄目だったら第二段階として、そういう専門家の人たち、企業を入れてもらう、そういう方法も二段構えでやる方法。あまり急がず、早く。

○事務局 公募をかけてみて、駄目ならもう小川君がやるしかないというぐらいの気持ちではいるんです。

○齊藤喜久夫委員 頑張ってもらわなきゃ。

○事務局 でも、小川君、1人じゃないですから、3人いるんですから。3人で交代で行けば、何とかなるんじゃないかと。

それで、あそこで農園をやる人たちにも草刈りやってもらったり、要は初めが肝腎なんで、その辺はしっかり決め事を決めてやれば。

○10番宮澤史明委員 あそこならばいると思うんで。

○議長 とにかくもう、これ通さなくちゃ始まらないことですよ。

○10番宮澤史明委員 自分たちのほうで動き出しますよ。

○事務局 そうですよ。最初をしっかりとやれば。

○議長 じゃ、これいいですか、質疑を終結して。

○5番櫻井 汪委員 そういった方法でいいんじゃないですか。

○議長 質疑をこれで終結します。

これより採決を行います。

議案第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項規定による承認申請について、本件は申出のとおり承認したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は申出のとおり承認したいと思います。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございますが、1月の委員会は25日水曜日、午後1時30分からにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、1月25日水曜日、午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から他にございますか。

○事務局 先月の農地転用の状況なんですけれども、農地法第5条の3件のうち1件が、令和4年12月16日付で許可となりました。ほか、農地法4条の1件、5条の2件については、県の審査過程で、今、県の審査過程について少し厳しい指摘が多くて、追加資料の提出を求められており、対応中のため、許可にはまだ至っておりません。

また、10月に農地転用の申請があった岩田のグランピング施設、少し上がっているところについても同様に、県の審査過程で追加資料等を求められており、今許可も出ていない状況なんですけれども、昨日、その申請者とお話ししまして、事業用排水について、少し県土整備事務所のほうとまだ折り合いがつかないということで、申請者に対しては、そちらの内容を現在依頼しております。

また、すみません、話変わりますが、11月総会の際に宮澤委員さんのほうから質問があった、—————さんの集積面積、大体合計で5,600平米ほど、今やっております。

○10番宮澤史明委員 ありがとう。

○事務局 あとは、今、回覧で長瀨幼稚園のサツマイモのお礼の手紙について回しております。

て、あとは、視察研修会の会計報告も回ささせていただいたんですけれども、よろしくお願ひ  
します。

あと、来月の1月12日の皆野で行う研修会については、一応コロナ以前については、その  
後に新年会というものが郡内であったそうなんですけれども、そちらについても正式に中止  
ということで話がありましたので、ご報告させていただきます。

また、行き方について、また総会終了後に、ちょっと意見をお聞きしたいと思いますので、  
よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

○事務局長 では、これをもちまして、令和4年第12回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ご苦勞さまでございました。

(午後2時42分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年12月23日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 高 橋 満